

同 意 書

【閲覧者の守るべき事項】

1. 閲覧は、指定された場所で一人につき閲覧台帳一冊ずつ行うこと。
2. 閲覧台帳に破損等が生じないよう丁寧に扱い、加筆等しないこと
3. 指定された場所以外に、閲覧台帳を持ち出さないこと。
4. 利用目的以外の者を転記しないこと。
5. 閲覧の記載事項の転記は、窓口で渡された専用の転記用紙を使用し、持込用紙に記入しないこと。また、筆記具は、黒鉛筆かシャープペンシルを使用すること。
6. 筆記具、消しゴム、専用の転記用紙、その他係員に許可を受けたもの以外は、閲覧席の上に置かないこと。
7. 手荷物は、係員の指定した場所又は空席や足元等に置き、本人が管理すること。
8. 閲覧席での飲食は行わないこと。
9. 居住者名簿等を持ち込んで、閲覧者リストと照合は行わないこと。
10. パソコン、複写機、カメラ、ビデオ、録音機、携帯電話等の電子機器の使用は行わないこと。
11. 閲覧者以外の者を同伴しないこと。
12. 正午から午後1時は閲覧を中断して、記入用紙を係員に預け、閲覧席から退席すること。
13. 閲覧が終了したときは、直ちに係員に連絡すること。
14. 個人情報事務取扱事業者の場合は、「個人情報保護法」の主旨を理解し、同法に定められた事業者としての責務を現に履行していること。
15. 前各号に掲げる事項のほか、係員の指示に従うこと。

上記、閲覧者の守るべき事項を遵守します。

もし、違反行為があった場合は、その行為に基づき収集した個人情報の町への返納も含め、係員の指示に従い、一切異議を申し立てることをいたしません。

以上について了承の上、閲覧いたします。

令和 年 月 日

阿武町長様

住所

氏名

印

(自署又は記名押印)

※偽りその他不正な手段によって閲覧したものは、30万円以下の過料に処せられます。
(住民基本台帳法第50条)